

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和8年10月5日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第4、5，6会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について

第 3 議案 第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和8年10月5日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第4、5、6会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 14番 北田 直喜

委員 1番 伊東 幹治 2番 関口 勝昭

3番 山根 清次 5番 森崎 陽子

6番 谷崎 雅彦 7番 宮崎 敬光

8番 水尾 英俊 9番 中山 彦信

10番 佐々木 隆 11番 稗苗 史絵

12番 大崎 章博 13番 高橋 順子

5. 総会を欠席した農業委員の数 1名

4番 梅原 修

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名

松倉地区 政二 幸寛 加積地区 富居 幹生

道下地区 松本 謙介

7. 議事録署名委員

9番 中山 彦信 10番 佐々木 隆

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主事 山根 悠平 主事 清水 雅之

主事 鷹休 誠人

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和8年度10月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、9番中山委員、10番佐々木委員にお願いい

たします。

議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件5筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が12,315㎡です。

【議案第32号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

12番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

13番： 譲渡人が耕作できなくなったとのことだが、後継者がおられないのでしょうか。

12番： 譲受人は現在お一人暮らしです。譲受人が耕作できなくなった代わりとして、認定農業者である譲受人が農地を譲り受けて経営をされる予定です。

議長： 他に意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第32号は決定いたします。

議案第33号農地法第5条第1項による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

【議案第33号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

8 番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

1 番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

12番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第33号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

- 事務局：
- 1 令和8年度農業委員会研修大会について
 - 2 非農地通知について（令和8年9月受付分）

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時50分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第32号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人の労働力不足により農地の管理ができないため、従前より譲渡人と親交のある譲受人へ農地の所有権を移転するものである。 権利移転後は水稻及び燕麦を耕作する予定であり、所有権の移転による周囲への影響はないと考えられる。 また、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、9月28日、事務局清水、鷹休が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第33号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は土地改良事業未実施区域でかつ、農地集団規模が10ha未満であるため第2種農地と判断しました。 許可基準は代替可能性の勘定なしです。		
転用目的	資材置場		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については融資金でまかなう計画で、資金証明書を添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は資材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	生活排水は発生せず、雨水については自然浸透により排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第33号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。		
転用目的	駐車場敷地		
資力及び信用	申請地は昭和61年に以前の所有者により違反転用されましたが、申請者自体は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金にてまかなう計画で、資金証明書を添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	生活排水は発生せず、雨水については自然浸透により排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第 5 条調査書

議案第 33 号 受付番号 3 番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は上下水管が埋設された道路の沿道に位置し、かつ500㎡以内に 2 つの医療施設が存するため第 3 種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。		
転用目的	駐車場敷地		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については融資金でまかなう計画で、資金証明書を添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	生活排水は発生せず、雨水については自然浸透により排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			